



白馬村キャラクター
ヴィクトワール・シュヴァルブラン・村男Ⅲ世

6-9

キャラクターの使用申請について

Manual for VICTOIRE CHEVAL BLANC MURAO Ⅲ

イラストを使いたい場合はどうするの？	6
キャラクターの使用料はかかるの？	6
申請には何が必要なの？	7
主な申請の流れは？	8
どこへ申請するの？	8
次の場合、使用を許諾できません！	9

イラストを使いたい場合はどうするの？

申請が必要

イラストを、著作権者（白馬村）以外の方が使用する場合は、事前の申請が必要です！

- キャラクターの商品を作って販売したい
- 印刷物へキャラクターを掲載したい
- キャラクターのノベルティを作って配りたい
- 自社のホームページへキャラクターを掲載したい
- その他、営利が目的になる場合

申請書の提出ならびに
審査が必要です。

※申請の方法・手順は7ページからご確認ください。

※**立体化使用**の場合は、まず白馬村役場観光課へご相談ください。

申請不要

下記のいずれかに該当する場合は、申請は不要です。
但し、営利を目的とせず、かつ、マニュアル遵守の場合に限ります（立体化使用は除く※）。

- 白馬村の関係機関が使用するとき
- 学校等が教育の目的で使用する時
- 白馬村内の行政区等の住民組織が、地域の活動において使用する時
- 報道機関が報道および広報の目的で使用する時
- その他、白馬村長が使用について適当と認めたとき

申請は不要ですが、**デザイン校正は必要**となりますので、11ページからの『使用できるキャラクターデザイン』でご確認のうえ、ご使用ください。

※**立体化使用**の場合は、まず白馬村役場観光課へご相談いただき、その後、**必ず「審査」**を受けてください。

個人、家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用するときは、申請ならびに、デザイン校正も**不要**です。

キャラクターの使用料はかかるの？

営利目的の商品販売等を含め、**使用料は無料**です。

申請には何が必要なの？

提出書類

① 申請書(様式第1号)

※申請書は捺印の上、必ず郵送または持参にて提出してください。

② 使用する内容が確認できるもの (企画書・見本・図案・原稿など)

③ 申請者の概要書 (企業や団体のパンフレットなど)

※個人で申請する場合は、プロフィールや活動内容がわかるものを提出してください。



(食品に使用する場合は、
下記も必要です！)

④ 製造もしくは販売に係る保健所の営業許可証(写)または各店舗の業務開始報告書(写)

⑤ 製造または販売する店舗一覧(様式自由)

〈申請書の記入例〉

様式第1号(第3条関係)

白馬村キャラクターデザイン使用申請書

平成○年○月○日

白馬村長 あて

申請者 株式会社○○○○
住所(所在地) ○○県○○市○丁目××-×
氏名(名称及び代表者名) 代表取締役 白馬太郎
電話番号 ○○○-○○○-○○○○

捺印

下記のとおり、キャラクターを使用したいので申請します。
なお、白馬村キャラクターデザイン使用に関する要綱第4条第1項各号に該当すると認められた場合、又は第9条の規定により使用承認を取り消された場合は、直ちに使用を中止することを誓約します。

記	
使用対象物件	Tシャツ・ペン・メモ帳 使用する物件を記載
使用目的	弊社オリジナルグッズとして販売したい。 使用する制作物等の制作目的と、キャラクターを使用する目的を記載
使用方法	○○土産店、道の駅○○店にて販売。 デザインをどのように使用するか、どこに設置するか、配布対象者など記載
使用期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日
使用数・製作数	Tシャツ600枚、ペン1000本、メモ帳500個 製作枚数・部数を記載
連絡先	担当者名 営業部 白馬次郎 住所 ○○県○○市○丁目××-× 電話番号 ○○○-○○○-○○○○

※添付書類

- 企画書、見本等(レイアウト、スケッチ、原稿等)
- 申請者の概要
- 保健所の営業許可書(写)及び製造または販売する店舗一覧
(※食品に使用する場合に限る)
- その他参考資料

使用申請書(様式第1号)

初めて申請を行う場合(商品)は、上記を使用してください。

様式第3号(第8条関係)

白馬村キャラクターデザイン使用変更申請書

平成○年○月○日

白馬村長 あて

申請者 株式会社○○○○
住所(所在地) ○○県○○市○丁目××-×
氏名(名称及び代表者名) 代表取締役 白馬太郎
電話番号 ○○○-○○○-○○○○

捺印

平成○年○月○日付第○号で承認を受けた白馬村キャラクターデザインの使用について、下記のとおり変更したいので申請します。
なお、白馬村キャラクターデザイン使用に関する要綱第4条第1項各号に該当すると認められた場合、又は第9条の規定により使用承認を取り消された場合は、直ちに使用を中止することを誓約します。

記	
変更内容	(変更前) Tシャツ:生地色が、白地の1種類を販売 メモ帳:1種類を販売 (変更後) Tシャツ:デザインを変更せず、白地に加え、ピンクを制作したい メモ帳:デザインを変えて新たに3種類を制作したい
変更理由	Tシャツ:売れ行きが良かったため、カラーバリエーションを増やしたい メモ帳:在庫が少なくなったため、デザインを新しくして制作したい
連絡先	担当者名 営業部 白馬次郎 住所 ○○県○○市○丁目××-× 電話番号 ○○○-○○○-○○○○

※添付書類

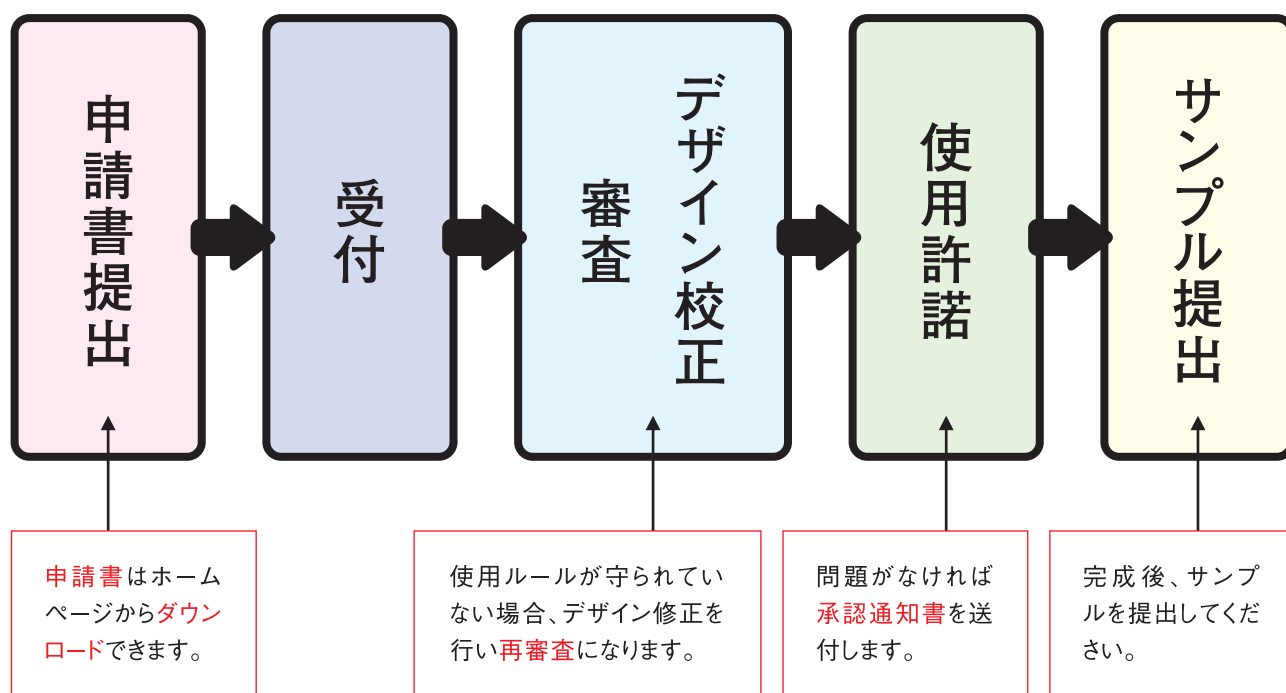
- 企画書、見本等(レイアウト、スケッチ、原稿等)
- その他参考資料

使用変更申請書(様式第3号)

すでに使用許諾を受けており、内容を変更したい場合は、上記を使用してください。

([例]グッズの色を変えて種類を増やしたい。デザインを変更したい。)
リニューアルして再版したいなど

主な申請の流れは？



受付完了後、審査から使用許諾まで約1週間～10日間程度かかります。余裕を持って早めに提出してください。※修正等が必要な場合は、上記の期間以上にかかることがあります。

どこへ申請するの？

提出先・お問い合わせ

申請書に必要事項をご記入のうえ、
下記宛へ郵送または持参してください。

白馬村役場 観光課（業務時間：平日8時30分～17時15分）

〒399-9393 長野県北安曇郡白馬村大字北城7025

TEL **0261-85-0722** E-Mail **kanko@vill.hakuba.lg.jp**

白馬村キャラクターの最新情報および、
申請書のダウンロードはコチラから >>>

「ヴィクトワール・シュヴァルブラン・村男Ⅲ世」公式ホームページ
<http://www.hakuba-murao3.jp/>

白馬 村男

検索

次の場合、使用を許諾できません!



- ① 法令および公序良俗に反し、またはそのおそれがあると認められるとき。
- ② 特定の個人、企業、政党、思想もしくは宗教の活動に利用し、またはそのおそれがあると認められるとき。
- ③ 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- ④ 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、またはそのおそれがあると認められるとき。
- ⑤ 白馬村の品位を傷つけ、またはそのおそれがあると認められるとき。
- ⑥ キャラクターのイメージを損なう、またはそのおそれがあると認められるとき。
- ⑦ 立体物で、その表現がイラストの立体物と認められないとき。
- ⑧ キャラクターの「使用マニュアル」ならびに「要綱」に基づき使用せず、または使用しないおそれがあると認められるとき。
- ⑨ その他、白馬村長が使用について不適當と認めたとき。

【留意事項】

- (1) 使用に起因する問題が生じた場合は、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、白馬村は一切の責任を負いません。
- (2) 使用にあたっては、製造物責任の所在を明らかにする表示をはじめ、関係法令を遵守し、消費者等に誤認や誤解を与えないようにしてください。
- (3) 使用許諾は、白馬村が著作権を有するイラスト・写真を使用することを許可するものであり、使用許諾を受けた者に権利が発生するものではありません。
- (4) 商標登録、意匠登録等の出願ならびに著作物に関する自己の権利の新たな設定および登録を行わないでください。